

令和2年 9月30日 開会

令和2年第6回

農業委員会議録

つるぎ町農業委員会

つるぎ町農業委員会会議録（令和2年 第6回）	
招集場所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室
開会日時	令和2年 9月30日(水) 午後 1時37分
閉会日時	令和2年 9月30日(水) 午後 2時16分

出席及び欠席委員								
職名	氏名	出	欠	職名	氏名	出	欠	
会長(11番)	桑平 稔	○		委員(7番)	丸本 昭	○		
職務代理(2番)	坂本 誠治	○		委員(8番)	堀部 勝博	○		
委員(1番)	大西 昭	○		委員(9番)	藤村 晃	○		
委員(3番)	岡本 伸清	○		委員(10番)	小栗 利文	○		
委員(4番)	浅川 虎夫	○		委員(12番)	松岡 和夫	○		
委員(5番)	塩田 勇	○		委員(13番)	小倉 正	○		
委員(6番)	柴田 純二	○		委員(14番)	西岡 勝幸	○		

議事録署名委員	3番 岡本 伸清	14番 西岡 勝幸
---------	----------	-----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 篠原 尚志 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子
説明のため会議に出席した者職氏名	

付議事件	別紙のとおり
------	--------

## 付 議 案 件

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について
- 日程第3 その他

## 会議の経過

### 事務局長

それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから令和2年第6回農業委員会を始めさせていただきます。

なお、本日の会議は、14名全員の委員さんの出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願ひ致します。

### 議長

一言、ご挨拶を申し上げます。

先月までの暑さもすっかり和らぎ、朝夕に肌寒さを段々と感じる今日この頃であります  
が、委員の皆様におかれましては、お元気なお姿を拝見いたしまして、一安心しております。

このたびは、9月の農業委員会のご案内を差し上げましたところ、委員の皆さんには、  
公私共に大変お忙しい中、ご出席を賜り、本会議が開催できます事、厚くお礼申し上げま  
す。

また、8月末の酷暑の中で行いました農地パトロールにおきましては、大変ご苦労様で  
した。

この農地パトロールについては、農地の利用状況調査を兼ねて実施をしておりますので、  
各地区における遊休農地等が改めて確認されたことと思います。

時が経つとともに、過疎高齢化や担い手不足によりまして、農地の保全が困難になって

きている状況ではありますが、委員の皆様方には、引き続いて今後も遊休農地等の解消に向けた一層の取り組みをお願いいたします。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、着座での進行とさせていただきます。

### 議 長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

### 議 長

異議なしと認めます。それでは指名させて頂きます。

「3番 岡本委員」さん、「14番 西岡委員」さんをご指名いたしますのでよろしくお願ひ致します。

(農地法第3条)

### 議 長

続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」お

諮りを致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局長

着座でご説明させていただきます。

議案書の1ページと会議資料の1~13ページまでを順次お開き下さい。

「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

今回の申請は、1件でございます。

譲渡人が「つるぎ町貞光字浦山634番地の●●●●」さん、譲受人が「つるぎ町貞光字西浦19番地の●●●●」さんで、申請地は、「貞光字宮下107番2・地目は畠・面積48m<sup>2</sup>」と「同じく貞光字宮下109番2・地目は田・面積545m<sup>2</sup>」の2筆の土地でございます。売買による所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

### 議 長

事務局の説明が終わりました。

この申請については、柴田委員さんの担当地区となっていますので、意見をお願いいたします。

### 柴田委員

議案書1ページの申請地について、9月23日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の12ページの位置図にありますように、コナンホームストック貞光店前の町道宮下線をつるぎ高校方面に150mほど進み、マナベ電機行き道路を右折して30m程進んで、東側に位置する土地でございます。

譲受人においては、会社員の傍ら30年の農作業歴のある農作業従事者であります。今回の申請地から少し離れた同じ宮下の田・2筆も利用権設定しており、稲作もしております。今回の申請地は現在、休耕中でありますが、権利取得後は、畠として利用し、自家消費用の季節野菜やブドウ等を栽培する計画となっており、双方の間で売買の話が整い、申請があがつたようです。

農薬使用についても、近隣への迷惑・悪影響を及ぼさないよう十分に配慮する旨、附記されております。

農地利用でございますので問題はないかと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

議 長

柴田委員さんからの報告がありました。

ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 意見なし。

議 長

ご異議がないようですので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、承認することに決定致します。

(農地法第5条)

議 長

続きまして「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」お諮りを致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページと会議資料の14~25ページまでを順次お開き下さい。

「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。

今回の申請は1件で、追認申請でございます。

譲渡人が「吉野川市鴨島町牛島1768番地152の● ●●さん、譲受人が「つるぎ町半田字木ノ内116番地の●● ●」さんで、申請地は、「半田字木ノ内97番3・地目は畠・面積96m<sup>2</sup>」の土地でございます。

駐車場及び宅地の拡張として転用する申請でございます。

この土地については、農用地区域外の農地で、住宅地に隣接した土地であり、小集団の生産力の低い第2種農地で、許可要件は満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

坂本委員

議案書 2 ページの申請地について、9月24日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の 23 ページの位置図にありますように、半田支所前の上の原地区方面行き町道を 30m ほど進み左折し、つるぎ町商工会半田支部北東側の土地で、駐車場への転用でございます。

会議資料 21 ページの事業計画書にありますように、譲受人は、平成 20 年より譲渡人から今回の申請地と地続きの宅地家屋を賃借しており現在に至っております。そして申請地を駐車場及び宅地の一部として今後も利用したいとの事であります。

ですが、会議資料 20 ページの始末書にありますように、譲受人は平成 20 年から居住するにあたり、申請地を平坦に整地し、屋根付き駐車場として既に転用しております。今般、売買賃借物件全部を買い受けることとなり、申請地が農地であれば、転用行為を行う際には、農地転用許可が必要だということを譲渡人・譲受人双方ともが知らずに、今日まで無断転用の状態であったということを深く反省しております。今後は、農地法の規定を遵守する旨と、周辺の土地、作物等に被害が生じた場合は、責任をもって適切に善処する旨も附記されておりますので、問題はないかと考えます。

ご承認のほど、よろしくお願ひ致します。

議 長

坂本委員さんからの報告がありました。

ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長

異議がないようですので、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、承認することに決定致します。

(利用権設定)

議長

続きまして「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の3ページと会議資料の26～37ページまでを順次お開き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。

今回は、再設定が3件3筆、新規設定が3件8筆でございます。

1件目は、「美馬市脇町の●●●●さん」から「半田小野西の●●●●さん」に、半田字小野342番の畠・247m<sup>2</sup>の使用貸借権5年の再設定で、耕作作目は野菜です。

2件目は、「大阪府松原市の●●●●さん」から「貞光大泉の●●●●さん」に、貞光字宮内35番2の田・431m<sup>2</sup>の賃借権5年の再設定で、耕作作目は水稻です。

3件目は、「貞光道満の● ●さん」から「貞光太田第一の●●●●さん」に、貞光字太田東289番の田・754m<sup>2</sup>の使用貸借権5年の再設定で、耕作作目は水稻です。

4件目は、「貞光太田中央の●●●●さん」から、「貞光太田中央の●●●●さん」に貞

光字太田東309番4の畑・105m<sup>2</sup>、同じく太田東310番1の畑・267m<sup>2</sup>、同じく太田東311番1の田・723m<sup>2</sup>、同じく太田東311番4の畑・28m<sup>2</sup>、同じく太田東312番1の畑・654m<sup>2</sup>の5筆で使用貸借権5年の新規設定です。耕作作目は野菜です。

5件目は、「貞光太田第2の●●●●さん」から「貞光東浦南の●●●●さん」に、貞光字太田西398番1の畑・1,033m<sup>2</sup>の賃借権5年の新規設定です。耕作作目は野菜です。

6件目は、「半田敷地の●●●●さん」から、「半田逢坂北の●●●●さん」に半田字中藪356番1の田・884m<sup>2</sup>と同じく中藪368番の田・642m<sup>2</sup>の2筆で使用貸借権5年の新規設定です。耕作作目は水稻です。

以上、再設定3件、新規設定3件の6件、11筆の5,768m<sup>2</sup>でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

## 議 長

事務局より説明が終わりました。

なお、今回の第1号議案中に本委員会の委員さんの案件が入っておりますので「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、議事参与の制限ということで、恐れ入りますが「●●委員さん」しばらくの間、退席をお願い致します。

【 ●●委員が退席し、別室で待機 】

それでは、只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各委員 異議なし。

議長

ご異議がないようですので、「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

議事が終了致しましたので、「●●委員さん」に対する議事参与の制限を解除致します。

【 ●●委員が入室し、着席 】

議長

次に、「日程第3 その他」についてを議題と致します。

事務局より事務連絡があります。

事務局長

それでは、お手元にお渡ししております別紙「事務連絡」資料に沿って、ご説明させていただきます。

○農業委員・農地利用最適化推進委員報酬（令和2年4月～9月分）支払について（別添、封筒のとおり。）

○農業委員の活動記録簿集計表（令和2年7月～9月分）の提出及び活動記録簿集計表（令和2年10月～12月分）の送付について

○「農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック」について

○農業日誌の購入の案内について

（以上、別紙資料にて説明する。）

議 長

事務局より説明が終わりました。

何かご意見等ございませんか。

堀部委員

委員会の開催時間を午後からの開催ではなく、午前の開催に変更することはできないか。

岡本委員

その意見については、以前も検討事項に上がったが、委員さんそれぞれが午前中は何かと多忙ということで、午後からの開催でということで今日まで定着した経緯はあった。

堀部委員

できれば、火曜日の午前中開催を希望したい。

農作物の出荷先である農協が火曜日は出荷休日であるので。

事務局長

火曜日であれば、午前午後どちらでも構わないのでしょうか。

委員会開催月の最終週の火曜日に固定化していく方向でよろしいか。

曜日が固定されれば、予めその他日程を組みやすくなると思います。

それでは、火曜日の午後からの開催ということで進めていくことでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長

それでは、その方向で事務局に進めていただくことにします。

他にご意見ございませんか。

各 委 員 意見なし。

議 長

ご意見等もないようですので、これで本日の議題はすべて終了致しました、長時間、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第6回つるぎ町農業委員会を閉じることに致します。

終了 午後 2時16分

令和 2年 9月30日

つるぎ町農業委員会 会長 桑 平 稔

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 3番委員

議事録署名者 14番委員